

濃厚接触者等の特定・行動制限

	濃厚接触者等の特定	待機期間	待機期間の特例
(1)同一世帯内で感染者が発生			
(2)入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合	保健所が濃厚接触者を特定し行動制限を求める	原則5日間（6日目解除）。ただし、2・3日目に抗原定性検査キットで陰性確認した場合、3日目から解除可能とする（7日間は検温など自身による健康状態の確認等を求める）	待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事可能
(3)保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合	保育所、幼稚園、小学校等が「濃厚に接触した者」を特定し行動制限を求める		
(4)事業所等で感染者が発生した場合（(2)、(3)の場合を除く）	保健所が一律に濃厚接触者の特定や行動制限を求めることはしない 事業所等も「濃厚に接触した者」の特定や出勤を含む外出の制限を求める必要はない		

※クラスター発生時などさらなる感染対策の必要性が認められる場合は、上記にかかわらず保健所による積極的疫学調査・濃厚接触者の特定等を行う場合がある。